

# 前漢時代の郡国の「倉」「庫」「府庫」をめぐつて

## —国家による統制を中心に—

佐藤直人

### はじめに

前漢時代においては、郡国の統轄者たる郡守・国相が軍・政両面に亘る広汎な職権を有し地方統治にあたっていたが、それだけに、国家中央にとつては、彼らを統御することが常に重要な政治課題となつていった。

事実武帝期初頭には、郡守のもつ政治的権力の大きさ、とりわけその巨大な軍事力を危惧する主張が見られ、郡守の権力抑制が求められていた<sup>(1)</sup>、また昭帝初年における塩鉄会議では、賢良の言として、郡守や国相の動向が管区内の住民に与える影響力の大きさに注意を促し、その人選には十分な配慮が為されるべきとする主張が見られた<sup>(2)</sup>。

このように前漢時代の、少なくとも武帝期以降では、郡守・

しかし、刺史制度の設置が直ちに、郡守・国相統制の完成を意味するわけではない。何故なら、刺史の職権はあくまで郡守・国相の統治内容に関する監察・弾劾に止まるのであり、仮に郡守・国相が依然として保有している軍事力に頼んで反乱を企図しても、それに対しても刺史は軍事的な抑制手段は何一つ有してはいなかつたからである。となれば、刺史設置とは別に、郡守・国相の保有する軍事力に対しても一定の中央統制のシステムの存在を想定すべきではなかろうか。

その際注目されるのは、糧食や武器、財貨といった軍事行動に欠くべからざる物資を備蓄する「倉」や「庫」・「府庫」が、この当時郡や国といった地方政府において如何なる形で運営されたか、という問題であろう。何故なら、「倉」は穀物、「庫」は武器、「府庫」は財貨をそれぞれ備蓄し、それはまた戦国時代以来、中央地方を問わず設置され、国家権力が掌握すべき対象として、きわめて重視され続けてきたからである。<sup>(1)</sup> 従つてこの問題の検討抜きに、郡守・国相に対する前漢時代特有の統制の在り方は十分明らかにしないだろう。

さて前漢時代の「倉」「庫」「府庫」の制度に関する研究は、近年における、居延漢簡など所謂出土文字資料の度重なる発見と、そこから得られた新たな知見をもとに、税制・財政史の方面から言及されたものも含め、現時点では多数に及んでいる。<sup>(2)</sup> しかし、その傾向としては、「倉」に関しては国家の財政制度における役割、特に「倉」に蓄積される穀物の收支やその輸送について、また「庫」や「府庫」に関しては、その機構内容の復元に重点が置かれるのみである。

こうした研究において、備蓄された穀物財貨の大部分は地方に留め置かれたと考えられているが、そうした物資を郡守や国相は自由にし得たのか否かについては不明確な点が残つ

ている。例えば周筠溪氏は「郡国の諸倉の長丞は皆な大司農に属しており、彼らは地方で田租を貯蔵管理する中央派遣官であった。それ故、郡の穀物は中央の支配を受けていたことになる」<sup>(3)</sup> とし、郡国レベルの「倉」が中央直轄的な運営が為されていた如く述べている。しかし他方において『漢書』循吏・龔遂伝にある勃海郡守の穀物放出の記事を引用し「(郡守は郡府内の財政運用権を完全に掌握しており)郡国の諸倉は本来大司農に属しているが、……郡守もまた(「倉」穀を)動かし得たのである」とも述べている。このように、郡国レベルの「倉」運営は中央の支配が優勢であったのか、それとも中央と同程度に郡守・国相もまた「倉」を支配し得たのか、氏の態度は不明確なのである。また、「庫」に関しては、『漢書』魏相伝には、新任の河南郡守を恐れるあまり洛陽武庫令が逃亡した事件が記載されているが、洛陽「武庫」および郡国レベルの「庫」の統属について、嚴耕望氏、紙屋正和氏は、この記事に基づき郡守・国相に統属されたとする。<sup>(4)</sup> ところが陳直氏は、「郡国の武庫令は、その一部分は(『長安武庫令』が統属する)中尉に属したのではないかと思われ、その最大のものは洛陽武庫令丞をおいてない」と述べ、次いで「その他各地の武庫は郡国の管理に属していた」とし、郡国レベル

の「庫」には中央に直属するものがあり、洛陽「武庫」がそれであることを示している。また安作璋・熊鉄基氏は、一方では「『洛陽武庫令』が中尉に属したのかどうかも分からぬい<sup>(1)</sup>」としながら、他方では、やはり魏相伝の記事を踏まえ

「武庫令とは、執金吾（中尉）に直属するが、（洛陽武庫令は）河南郡の境域に存在したため、同時に河南太守の管理を受けなければならなかつた」<sup>(2)</sup>とし、あいまいではあるが、ここでも洛陽「武庫」が中央直属であつた可能性が示されている。

更に庄春波氏も洛陽「武庫」が「武庫」と呼ばれ他の「庫」とは別格であつたとし、「敖倉」と併置された洛陽「武庫」は、中央に直属していたとしている。このように、「倉」や、洛陽「武庫」を含む郡国所在の「庫」の、中央からの統制についても見解の相違が見られるのである。また「府庫」については、史料上の制約から「倉」「庫」ほど議論は見られない。ただ「府庫」は、時として「庫」と呼称されることが多く、その場合、武器貯蔵機構たる「庫」とは区別して扱わなければならないことが示唆されている。<sup>(3)</sup>

以上、前漢時代における「倉」「庫」「府庫」の研究状況を概観してきたが、そこではそれらの機構が中央と如何なる関係を有し、かつまた郡守・国相が備蓄物資に対しどのように

支配権を有していたのかが、あいまいまくなっている。それを明確にするには、背景となる「倉」「庫」「府庫」の運営をめぐる制度的な特質を抽出し、一定の見通しを得ることこそが肝要となろう。

そこで、以下では郡国レベルの「倉」「庫」「府庫」に関する郡守・国相の関与の在り方、並びに中央との関係といった制度的側面を検討していくたい。尚、国については史料の都合上、最小限に触れるに止まることを予めお断わりしておく。

## 一 郡国の「倉」をめぐる制度的特質

前漢時代、穀物を備蓄した「倉」にはどのようなものがあつたのだろうか。先ずは漢成立当初より首都長安に置かれた「太倉」があり、大司農の穀物備蓄の中核として機能していた。また左馮翊には「甘泉倉」があり、少なくとも武帝の中期にはその存在が確認され、「太倉」と並んで中央の「倉」としての性格を有していた。<sup>(4)</sup>これら二つの「倉」は、中央レベルの「倉」ということになるが、一方郡国に設置された「倉」には、『水經注』卷六・汾水の条に見える「羊腸倉」（太原郡）、『漢書』地理志・河南郡の条の「敖倉」、同・河東

郡の条の「根倉」「溼倉」、「三輔黃図」卷六の「細柳倉」「嘉倉」（右扶風）また陝西省華陰県東南約10km、渭水北岸にて発掘された「京師倉（華倉）」（京兆尹）等がある。これらの「倉」は、いずれも内郡の、それも閔中・三河を中心とする黄河水運に沿う地点に設置されたものであり、山東—京師を結ぶ黄河水系一帯の、いわば漢の重要な拠点に設置された「倉」と捉えることが出来る。その一方で、後述するように、居延一帯の西北辺郡や河内郡、巴・蜀郡等、郡国の治府内に設置された「倉」の存在も確認出来る。前漢の「倉」には中央レベルの「倉」、内郡や辺郡の重要な拠点に設置された特殊な「倉」、そして一般郡国の治府に設置された「倉」の、およそ三種があつたといえる。

『漢書』百官公卿表上（以下、百官表上と略称）の大司農の条には、

治粟内史、秦官なり。穀貨を掌る。……武帝の太初元年、名を大司農と更む。属官に太倉・均輸・平準・都内・籍田の五令丞、幹官・鉄市の兩長丞有り。又、郡国の諸もの倉・農監・都水の六十五官長丞、皆な焉れに属す。とあり、郡国には、中央すなわち大司農に直属し、その管理も大司農所属の「倉官」（「倉長」「倉丞」）が行なつてゐる中

央直轄的な「倉」が存在していいたことが知られる。<sup>18)</sup>この記事には「均輸」「平準」官が並記されていることから、武帝中期以降の状況が示されているものと判断される。また「倉・農監・都水」が併せて「六十五官」とあり、更に「都水」官は、漁獵資源のある郡国に特に設置されたものであるから<sup>19)</sup>ここに記されている「倉」は、前漢一〇三郡国にくまなく設置されたものではなく、数のごく限定されたものであると捉えることが出来る。

ではその数はどのくらいなのであらうか。先に示した「羊腸倉」をはじめとする五郡七つの「倉」のうち、「敖倉」については『続漢書』百官志・大司農の条に「洛陽市長・滎陽敖倉の官、中興より皆な河南尹に属す」とあり、前漢時代においては、「敖倉」に「倉官」が設置され、大司農すなわち中央の所属であつたことが確認される。この「敖倉」同様『漢書』地理志に記載されてある「根倉」「溼倉」は、百官表上にある「倉官」が配置されていたものと見てよいであろう。そして、「敖倉」が穀物輸送の拠点として大きく機能していたことを想起するならば、これら黄河水系に設置された穀物漕運に密接な関わりをもつと想定される「羊腸倉」「細柳倉」「嘉倉」「京師倉」もまた、なべて「倉官」をもつ大司農所属

の「倉」と見ることが出来るのではないか。

この他長丞が主管する「倉」を探すならば、居延漢簡に散見する西北辺郡の「倉」がある。いわゆる河西四郡の一つ張掖郡には、郡倉としての「饒得倉」、都尉倉としての「肩水倉」、また「居延倉」<sup>(21)</sup>に長・丞が確認出来る。張掖郡の郡治、都尉治にそれぞれ「倉」が設置されていることから、残る河西の三郡、すなわち武威郡、酒泉郡、敦煌郡においても同様の状況が考えられる。<sup>(22)</sup>『漢書』地理志によれば、武威郡には二都尉、酒泉郡には三都尉、敦煌郡には四都尉（陽關、玉門関都尉の二つを含む）が記されており、このうち敦煌郡の二つの閼都尉は民政にあずかる部都尉とは性格を異にするため一応除外するとして、これら七つの都尉治に、それぞれの郡治三を加え、張掖郡のそれと合算すれば、一二の「倉官」主管の「倉」を想定することが出来る。更に伝世の印章に「属国倉宰印」<sup>(23)</sup>、「属国倉丞」<sup>(24)</sup>との印文をもつものがあり、地域は限定出来ないものの、属国都尉の中にかかる「倉」が存在していたことが分かる。

従つてこのように見ていくと、大司農直属の「倉」は、「倉官」の存在が確認出来る辺郡を含め、およそ二十を越えるものと思われる。

こうした「倉官」を擁する「倉」は、官制系統上、大司農の所属と予想され、郡守や国相には直接には所属しなかつたものと思われる。この点に関し、居延漢簡には、以下のような簡がある。

(a) …上欠…「饒」得倉丞<sup>(25)</sup>、丞の事を兼行し、敢えて部都尉の卒人に告ぐ。「下略」(一一・一B／?)

(b) 「元康五年」三月丙午、張掖長史延、太守の事を行い、肩水倉長湯、丞の事を兼行し、属国・農・部都尉・小府・県官に下す。「下略」(一〇・三三)／宣帝前六<sup>(26)</sup>

どちらも張掖郡府から郡下の諸機関への発令書であるが、ここで「倉官」が郡丞を兼任している点に着目すると、(a)では饒得の「倉丞」が張掖郡丞を代行しているのに対し、(b)では肩水の「倉長」が張掖郡丞を代行していることが記されている。

饒得は張掖郡郡治であり、ここに所在する「倉官」が張掖郡丞を代行するのはごく自然のことと思われるが、一方の肩水は張掖郡肩水都尉治であり、つまり都尉管轄下にある「倉官」が郡府に出向して郡丞を代行する、という事態が生じているのである。

前漢時代の郡では、二千石の郡守と比二千石の都尉は、それぞれに丞をはじめとする長吏と、門下掾史、諸曹掾史などの属吏とで郡府、都尉府を構成するが、これは両者の地位をほぼ拮抗させることによって、互いに牽制しあい郡内においてそれぞれの専権が防止されるべく配慮されたものであり、それが故郡守と都尉との間では兼行事例が殆ど見られない<sup>(28)</sup>、ということが既に指摘されている。

そこで、居延漢簡に記載されている郡府、都尉府における長吏の兼行事例を見ていくと、郡守、都尉、およびそれぞれの丞に対する兼行は、その「府」内に位置する長吏がこれに当たるといった、いわばタテワリで行なわれるのが一般的である。<sup>(29)</sup> その意味で、上に示した肩水倉長が饒得の張掖郡丞を代行しているのは、極めて特異な兼行事例といえよう。

居延漢簡に見える「倉官」の、その所轄地域を越えた兼行が発生する理由には、そもそも「倉官」が百官表上にあるように、大司農所属の官であり、丞相・御史大夫の指揮監督下にある郡守や都尉とは、本来的に系統を異にする官であったことが大きいのではないか。すなわち、「倉官」は官制系統上、郡守や都尉とはある種の距離を有しており、そのため都尉府に所属する「倉官」が、郡府に出向してそこの長吏

の職務を代行するといった事態も比較的無理なく成立し得たものと考えられないだろうか。

更に「倉長」「倉丞」の秩次について目を向けてみよう。一般に「令」とつく官長は六百石、「長」とつく官長は四百石とされ、その副官たる丞はそれぞれ三百石、二百石とされている。<sup>(30)</sup> 秩次はその官の位階を表示するものであるが、それがため兼行が成立する際にもこれが重要な意味をもつ。兼行では、代行者は対象官と同秩であるか下秩でなければならず、下秩の者から代行者がいる場合には、対象官に最も近い秩次の者が充当される、といった原則が看取出来る。<sup>(31)</sup> 漢代では諸々の官長と次官のそれぞれの秩次、およびその種類はおおよそ一定しているので（表1）、この原則を応用すれば、一方の秩次が判明している場合、他方の秩次をある程度推定することが可能となる。

こうした方法で、居延漢簡に見える秩次が不明な官について、それを推定したものが表2である。これを踏まえても、「倉長」「倉丞」の秩次は概ね、それぞれ四百石前後、二百石と推定され、とりわけ「倉長」は郡丞や都尉丞に次ぐ秩次を有するといえる。郡守の二千石、都尉の比二千石を除けば、郡府、都尉府の長吏は二百石から六百石の秩次のもので構成

されているわけであるから、「倉長」の「府」における地位は必ずしも低いということにはならぬ、かつ大司農に所属する勅任官ということを考えあわせれば、「府」内、特に郡守・都尉に対しては独立した立場を占めていたと言えるのではあるまいか。

さて、「倉官」が郡守・都尉とは、官制上系統を異にすると述べたが、もちろんこれは「倉官」が郡守・都尉の統轄下にないということを意味するものではない。例えば居延漢簡では、都尉府に設置された「倉」は「城倉」と呼ばれていた<sup>33</sup>が、この「城倉」の糧食発給に関する記事に、

建武四年□□王子朔壬申、守張掖曠<sup>(4)</sup>、丞崇、城倉に謂う。居延・甲渠・卅井・殄北言えらく、吏の當に食すべき者、先「未だ」三月の食を得ざれば、調給せよ。と。書有らば調給を為すこと牒の如くせよ。書到らば付受し、ともに同月の出入を校計せよ。繆らしむ母かれ、律令の如くせよ。(EPF22 : 462／光武帝・二八)

といったものがある。居延、甲渠など諸侯官の要請に基づき、張掖居延都尉が「城倉」に対し、これら候官への糧食支給の手続きをとるよう指示したものであるが、ここでは官吏への給与支給など「倉」が行なう日常的な業務は、明らかに都尉

表1 前漢における官長と次官の秩次対比

| 主要官職〔官長呼称〕                  | 官長の秩次      | 次官の秩次〔次官級の官〕               |
|-----------------------------|------------|----------------------------|
| 九卿                          | 中二千石       | 千石〔丞、長史〕                   |
| 郡守、校尉等                      | 真二千石       | 六百石〔丞、長史、司馬〕               |
| 郡都尉、校尉等                     | 比二千石       | 比六百石〔丞、尉、司馬〕               |
| 大県長官、九卿官府所属の諸官長〔以上、令〕、王国の相等 | 千石<br>六百石  | 四百石〔丞、尉、長史〕<br>三百石〔丞、尉、長史〕 |
| 小県長官・九卿官府所属の諸官長〔以上、長〕、王国の相等 | 五百石<br>三百石 | 二百石〔丞、尉〕                   |

本表は、「漢書」百官表の記載をもとに、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下冊(齊魯書社、1985)を参考として作成したものである。

表2 表1及び居延漢簡「行」の事例から行なう各官の秩次比定

| No. | 記載（簡数）  | 本官名<br>〔秩次、不明は？〕                       | 行官名<br>〔秩次〕   | 不明秩次の比定                       |
|-----|---|--|---------------|-------------------------------|
| 1   | 居延城司馬□、以秩次行都尉事。<br>(一四〇・二)  |  |               |                               |
| 2   | 建武五年八月甲辰朔戊辰、張掖城司馬武、以近秩次行都尉文書事、以居延倉長印封丞邯、告勸農掾〔=勸農掾〕……<br>(EPT22:153,154) | 城司馬（=都尉の司馬）<br>〔？〕                     | 都尉<br>〔比二千石〕  | 比六百石<br>※「以近秩次」「以近次」という語も踏まえた |
| 3   | 〔甘露二年〕七月壬辰、張掖肩水司馬陽、以秩次兼行都尉事、……<br>(EJT1:3)                              | 司馬（=都尉の司馬）<br>〔？〕<br>※張掖肩水は都尉府の所在地     |               |                               |
| 4   | （前半欠）都尉事、司馬登、行丞事、謂肩水候官、……<br>(一二・一D)                                    | 司馬（=都尉の司馬）<br>〔？〕<br>※居延簡の書式では官長、次官が連署 | 都尉丞<br>〔比六百石〕 |                               |
| 5   | 〔元康三年〕張掖長史延、行太守事、肩水倉長湯兼行丞事、……<br>(一〇・三二)                                | 郡長史〔六百石〕                               | 郡守<br>〔二千石〕   |                               |
|     |   | 倉長〔？〕                                  | 郡丞<br>〔六百石〕   | 五百～三百石                        |
| 6   | 〔饑〕得倉丞吉、兼行丞事、敢告部都尉卒人、詔書……<br>(一二・一B)                                    | 倉丞〔？〕                                  | 郡丞<br>〔六百石〕   | 二百石                           |
| 7   | 〔元康五年〕閏月丁巳、張掖肩水城尉誼、以近次兼行都尉事、……<br>(一〇・二九)                               | 城尉（=都尉の尉）<br>〔？〕                       | 都尉<br>〔比二千石〕  | 比六百石<br>※「以近次」という語も踏まえた       |

|    |  |                         |               |                                     |
|----|--|-------------------------|---------------|-------------------------------------|
| 8  | 肩水都尉政、千人宗兼行丞事、……<br>(五〇三・七、四九五・九)  | 千人 (=都尉の千人)<br>〔?〕      | 都尉丞<br>〔比六百石〕 | 比六百石<br>及<br>三百石                    |
| 9  | 十月丁卯、張掖大尹融、尹部騎司<br>馬武、行長史事、丞博、□□□□<br>行庫事、□□□如律令書 ……<br>(EPT59:338)<br>※大尹は王莽期の郡守の呼称 | 部騎司馬<br>(=郡守の司馬)<br>〔?〕 | 都長史<br>〔六百石〕  | 六百石<br>※No1、2、3、<br>4からの結果<br>も勘案した |
| 10 | 十一月丁卯、張掖太守奉世、守部<br>司馬（名前部分脱漏か？）、行長<br>史事、庫令（名前部分脱漏か？）<br>行丞事、…… (五〇五・三)              | 部司馬 (=郡守の司馬)<br>〔?〕     | 郡丞<br>〔六百石〕   | 六百石<br>※「以近次」と<br>いう語も踏ま<br>えた      |
| 11 | 元鳳三年十月戊子朔戊子、酒泉庫<br>令安国、以近次兼行太守事、丞步<br>遷謂過所県・河津、……<br>(三〇三・一A)                        | 庫令〔?〕                   |               |                                     |
| 12 | 元寿二年十二月庚寅朔戊申、張掖<br>居延都尉博、庫守丞賢、兼行丞事、<br>謂甲渠鄣侯、……<br>(EPT59:548A)                      | 庫丞〔?〕                   | 都尉丞<br>〔比六百石〕 | 三百石<br>※No10、11から<br>の結果も勘案<br>した   |
| 13 | 〔五鳳三年？〕五月甲戌、居延都<br>尉德、庫丞登兼行丞事、下庫・城<br>倉〔当〕用者、……<br>(一三九・一三)                          |                         |               |                                     |
| 14 | 二月戊寅、張掖太守福、庫丞承憲、<br>兼行丞事、敢告…… (四・一)  |                         | 郡丞<br>〔六百石〕   |                                     |

本表は、「居延漢簡文合校」(文物出版社、1987)、「居延新簡」(文物出版社、1990)を参考に、代表的な兼行事例を選び作成したものである。

の統轄下にあつたことが示されている。

こうした居延漢簡に見える事例は、西北辺郡という限定が加わるもの、長・丞といった「倉官」の存在を踏まえると、冒頭で触れた拠点地域に設置された特殊な「倉」に分類されるべきと考えられる。このような地域における「倉」は、「倉長」「倉丞」を主管官僚とする一つの「官府」としての形態をもち、同時に郡守や都尉の統轄を受けて運営されていたのである。では、内郡一般の場合ではどうなのだろうか。これを窺ううえで次の記事が参考となる。

〔黄霸〕左馮翊の二百石卒史に補せらる。馮翊、霸の財を入れ官と為るを以て、右職に署さず、郡の錢穀の計を領せしむ。(『漢書』循吏・黄霸伝・武帝末頃)

ここでは、郡の「穀」の管理を「二百石卒史」が担当したことが記されており、内郡における「倉」は郡守の属僚が主管

したものと考えられる。つまり、内郡一般の「倉」は組織上、郡守に直属する形態をとっていたことが予想されるのである。

それは内郡の名を冠する「倉長」「倉丞」の官印の事例がなすことからも推測される。こうした内郡一般の「倉」の在り方は、その運営方式において既に述べた拠点地域や辺郡の「倉」とは、際立った差異を示すものである。つまるところ

郡国レベルの「倉」運営の在り方には、拠点地域・辺郡の「倉官」設置型と、内郡一般の郡守直属型の二つが想定されるのである。

ところで上に見たものは、「倉」に蓄積された穀物が、給与支給など一定規模の量で恒常的に動く場合のものであった。次に、大規模に動く場合を見ていくことにしよう。

前漢時代、遠征ルートに位置する郡が遠征軍に郡兵など兵員を提供しかつ軍を維持するための糧食を補給したり、あるいは災害のため飢民が発生した場合に郡がこれに糧食を給付するなど、郡守が「倉」に備蓄された穀物、すなわち「倉」穀を大量に放出する場合がしばしばあった。次の記事は宣帝期における後者の事例である。勃海郡において飢饉発生により治安が悪化したため、龔遂が新郡守に任せられたが、その際、

(a) 「龔遂曰く「……臣、願うらくは、丞相・御史の

旦らく臣を拘るに文法を以てすること無く、一切の便宜を得て従事せしめんことを」と。上、焉れを許す。……盜賊、是において悉く平らぎ、民、土に安んじ業を楽しむ。遂、乃ち倉廩を開き貧民に假し、良吏を選用し、尉安牧養す。(『漢書』循吏・龔遂伝

／宣帝・前七三～前六六頃)

とある。注意されるべきは、この記事には郡守がとり行なつた「倉」穀放出を含む様々な施策が、本来は丞相や御史大夫から弾劾を受けるべき性格のものであったことである。しかし、龔遂は郡守拝命にあたり、郡守として任務遂行のうえでのあらゆる裁断を皇帝から承認されていた。そうした手順を踏むことによって、初めて彼の行動に合法性が確保され、その施策が実現可能となつたのである。

次の記事は武帝期初頭のものであるが、これは河内郡において火災が発生し、その被害視察のため派遣された使者汲黯が、「倉」穀の放出を行なつた事例である。

(b) 還り報じて曰く「家人失火し、屋比<sup>ちか</sup>延焼するも、憂うるに足らず。臣、河内を過るに、河内の貧人の水旱に傷むもの万余家、或いは父子相い食らう。臣、謹んで便宜を以て、節を持ち、河内の倉粟を發して、

以て貧民に振わす。請うらくは、節を帰し矯制の辜に伏さんことを」と。上、賢として之を釈す。(『漢書』張鴻汲鄭・汲黯伝／武帝・前一四〇頃)

河内郡では火災発生の以前に水害旱魃の災害によつて大量の難民を発生させていたが、これに対しても河内郡守がこれといっ

た対策を講じていた様子は窺えず、使者汲黯の指示があつて初めて救済のための「倉」穀放出が為されている。とりわけ注意されねばならないのは、汲黯による「倉」穀放出は彼が「節を持」つてしたことによって可能となつていてことである。またこうした行為は、彼の自主裁量「便宜」に基づき、更に「矯制」すなわち皇帝の命令詐称が為され、つまりは彼自身にも違法行為として認識されたことである。このことから、この場合の持節使者とは、あらかじめ皇帝から受けている命令を遂行するという限定的な役割を果たすに過ぎない存在であり、この汲黯の開倉は、本来の火災視察任務を逸脱した越権行為であったといえる。

ともあれこの河内郡の「倉」穀放出も郡守の自主裁量の枠内で行なわれ得た内容のものではなく、持節使者によつて皇帝の具体的な開倉命令が届いた、という前提のもとで初めて行なわれるものであつたことが分かる。

では、郡兵が参加する遠征軍への軍糧補給はどうだらうか。次の記事も武帝期初頭のもので、巴・蜀郡に派遣された唐蒙が、郡の吏卒千人を徵発して兵团を編成した。この兵团を維持するために巴・蜀郡の郡守は、一万余人の穀物輸送労働力を徵発し、民衆に多大な負担を強いることになつた。こ

れを聞いた武帝は、司馬相如を派遣し、叱責の言葉を送るのであるが、そこには、

(c) 機に曰く「巴・蜀の太守に告ぐ。……今聞くならく、

其れ乃ち軍興の制を發して、子弟を恐懼させ長老を憂患せしめ、郡も又擅ままに転粟運輸を為すと。皆

な、陛下の意に非ざるなり。……(『漢書』司馬相

如伝下／武帝・前一三五頃)

とある。ここでは「郡も又擅ままに転粟運輸を為す」とあり、

一見「倉」穀の放出は郡守の判断によって為された如く映る

が、これは派遣使者たる唐蒙によって發動された「軍興の法(軍興の制)」の一環として行なわれたものである。この「軍興」については後に触ることとし、この唐蒙については、

『漢書』西南夷伝に、中郎将<sup>35</sup>を拝命し、西南夷へ使者として

派遣されたと記されている。この中郎将に関しては、前漢時代において節を授与され使者として活動する官職であったと

いう見解があり、またこの唐蒙に次いで中郎将となつた司馬相如が、西南夷へ派遣された際に、「相如を拝して中郎将と為し、節を建てて往使す」(『漢書』司馬相如伝下)とある。以上の点からここで「巴・蜀郡の「倉」穀放出は、節を有する使者唐蒙の命によるものだったと考えるのが妥当である。

このように節の存在によって派遣軍に「倉」穀や財貨が補給されていたことは、前後漢交替期たる王莽時代にも確認出来る。例えば王莽時代末に、梁国へ赤眉が來襲した際、王匡、廉丹を將とする鎮圧軍が派遣されたが、このうち王匡が敗走した後、

(d) 「廉」丹、吏をして其の印勅・符節を持し、「王」匡に付せしめて曰く「小兒走べし。吾、可とせず」

と。遂に止まり、戦いて死す。……(『王』莽、之を

傷み、書を下して曰く「惟れ公、多く選士精兵を擁し、衆郡の駿馬・倉穀・帑藏は皆な自ら調するを得

るも、詔策を忽せにし、其の威節を離し、騎馬呵諭し、狂刃の害する所と為れり。……(『漢書』王莽伝下／王莽・二二)

とある。ここでは「符節」「威節」という二つの語が出てくるが、互いに言い換えられており、両者は同じ内容をもつものと見てよい。そのうち「威節」に関しては、王莽伝上、居摄三年の新成立前夜、王莽が皇帝即位にあたって発した声明のなかに「使節の旌旗は皆な純黃とし、其の署して『新使の威節』と曰い、以て皇天上帝の威命を承けよ」という文言があり、明らかに「威節」は使者がもつ節を指している。

要するに「符節」・「威節」もまた、今までに出てきた節と同質のものと見做し得るのであり、(d) の王莽の言葉から、その「威節」の保持者が諸郡に蓄積された馬匹、財貨それに「倉」穀を自在に調達出来たことが分かるのである。さて、これまでに見てきた振恤に関する(a) (b)、軍糧補給に関する(c) (d) 四つの記事には、ともに共通する要素が存している。すなわち振恤にしろ軍糧補給にしろ、前漢時代の武帝期以後では、郡守には「倉」穀を自主裁量によって大量運用することは許されず、それは持節使者の到来に代表されるように、皇帝の直接の認可を必要とする法制上の制約があった。尚、武帝期より前においても、例えば文帝期に「夏四月、大旱、蝗す。……倉庾を発して、以て民に振わす」

(『漢書』文帝紀／文帝・前一五八)との皇帝による振恤指示があるように、武帝期以後と同様であったと思われる。

以上、郡に設置された「倉」について見てきたが、拠点地域、辺郡等では大司農所属の「倉官」が「倉」を主管し、内郡一般では郡守の属僚が「倉」を主管していたという特色があつた。そのことからすると、内郡一般の「倉」は、官制上郡守に直属していたといえる。前者は国家中央によつて直轄的に運営され、これに対して後者の場合、国家中央の「倉」

に対する支配は、前者に比べ、制度上、間接的な形で為されていたということになる。しかし、そうした内郡一般の「倉」に対しても国家中央は、郡守が「倉」穀を大量に放出する場合には、持節使者の派遣や詔勅といった、皇帝の直接命令によるという制約を与えていた。

一方、王国の「倉」については、「斉の太倉令淳于公」(『史記』文帝紀／文帝・前一六七)とあるように、漢初より中央同様「太倉」が置かれていたが、武帝期以降は、王国は郡と同質化しており、王国「太倉」の運営も中央による統制を強く受けていたと思われる。しかし、その運営形態の詳細は、明らかではない。

## 二 郡国の「庫」をめぐる制度的特質

先ず前漢時代における武器を備蓄した「庫」について概観しておこう。中央には、首都長安に置かれた「武庫」があり、中尉(執金吾)に所属していた。<sup>〔3〕</sup>一方、郡国に所在するものとして、吳式分『封泥考略』卷四に「上郡庫令」「漁陽庫令」「北〔地〕庫令」「洛陽武庫」といった封泥が見え、このうち「洛陽武庫」については後出のように武庫令の存在が確認さ

れ、いずれも北辺の郡、もしくは河南郡という拠点地域に設置された「庫」と考えられる。この他、これも後出のように一般郡国の治府内に設置された「庫」があった。

このうち洛陽「武庫」について、これは河南郡郡治に所在するものであり、これが河南郡守に所属するものであるのか、あるいは中央に直属するものであるのかは、冒頭で述べたよううに先行研究では十分な合意が得られていない。この問題の検討は、以後に進めていく郡国の「庫」の統属、ならびにその運用原則の考察にも、大きな作用を及ぼすものである。

次に示す二つは、景帝期前半、呉楚七国の乱勃発時のもので、呉側、漢側それぞれの軍団指揮者に出された作戦に関する記事である。先ず呉側のものであるが、桓将軍が呉王に提示したものとして

(a) 願うらくは、大王の過ぐる所の城下さらざれば、直ちに去らんことを。疾く西し、洛陽の武庫に拋り、教倉の粟を食み、山河の險を阻み、以て諸侯に令さば、「……」と。王、桓將軍の計を用いざるなり。〔漢書〕荊燕呉・呉王傳／景帝・前一五四)

とあり、また、洛陽「武庫」および「教倉」の穀物確保が最優先

されるべきとする意見が展開されている。一方、漢側のそれにも、総指揮者周亞父に趙渉が提出した意見として

(b) 「……將軍、何ぞ此れより右に去らざらんや。藍田に走り、武闕に出、洛陽に抵るに、間たり<sup>〔だ〕</sup>差うこと一二日に過ぎず。直ちに武庫に入り、鼓を擊鳴せよ。諸侯、之を聞き、以て將軍の天より下ると為すなり」と。太尉、其の計の如くす。洛陽に至る。……亞父、至りて兵を榮陽に会す。〔漢書〕張陳王周・周亞父伝／景帝・前一五四)

とあり、呉側では不採用となつた戦略が、ここでは採用されている。というのも、周亞父は、洛陽「武庫」を確保したこととは言うまでもなく、更に榮陽にも軍団を集結させているのである。この榮陽が「教倉」の所在地であることを想起するならば、両軍内において提示された戦略は全く同内容のものであったことが分かる。この二つの記事を踏まえると、この洛陽「武庫」、および「教倉」の確保が、情勢の帰趨を決する重要なポイントになっていたことが看取出来るであろう。

次の記事は、武帝期半ばのものであるが、その子供が洛陽へ封建されることを懇請する寵妃に対し、武帝は

(b) 「洛陽は武庫・教倉有りて、天下の衝阨、漢國の大

都なり。先帝以来、子の洛陽に王たる者無し。洛陽を去らば、余尽く可なり」と。(『史記』三王世家・褚少孫補／武帝・前一一七)

と、洛陽が「武庫」「敖倉」の所在地であるため、漢初以来<sup>38</sup> 封建の対象地とはなり得ないと拒絶している。

つまり以上の三つの記事からは、総じて「武庫」「敖倉」を擁する洛陽一帯は、国家にとって軍事的に極めて重要であること、それがため封建の対象から除外され、この一帯が中央直轄とされるべきことが、汲み取れるのである。ではこうした点に留意しつつ、先行研究において洛陽「武庫」をめぐって解釈の分かれる史料、すなわち『漢書』魏相伝の記事を見ていこう。これは、昭帝初年に、丞相・車千秋の死に際し車千秋の子である洛陽「武庫」令が、河南郡守魏相を恐れるあまり自免・逃亡した事件に関するものであるが、その際霍光の対応として

(c) 大将軍霍光、果たして、以て「魏」相を責過して曰く、「幼主、新たに立つ。以為えらく、函谷は京師の固、武庫は精兵の聚う所なり。故に丞相の弟を以て関都尉と為し、子を武庫令と為す。今、河南太守、深く國家の大策を惟わず。苟も丞相の在らざるを見

て其の子を斥逐するは、何ぞ淺薄なるや」と。……大將軍、武庫令の事を用て、遂に相を廷尉の獄に下す。(『漢書』魏相丙吉・魏相伝／昭帝・前七七頃) とある。

ここにあるように、この事件において河南郡守魏相が責任を問われていることから、洛陽「武庫」が、河南郡守の統轄下にあつたことはほぼ確かであろう。だがこのことが即座に、官制系統上、洛陽「武庫」が河南郡守に所属したことに結びつくのであろうか。以下、霍光の河南郡守魏相に対する非難の部分を検討し、この事件のもつ意味を考えていこう。霍光の発言内容の前半は次のような要素から成っている。

- ① 現在は幼少の皇帝が即位してから日も浅く、国内は、不安定な時期にあること、
- ② 「函谷關」および洛陽「武庫」は、国家にとり軍事的要衝であること、

③ 以上の点に鑑み、前丞相車千秋の子弟を函谷関都尉や洛陽「武庫」令に充当し、不測の事態に備えた。

といった諸事情が先ず列挙され、次いでこうした事情にも顧みず武庫令を追放するとは何事か、と魏相の叱責へ及ぶのである。

さて、こうした霍光の発言で、彼が魏相に対して激怒した最も端的な理由として考えられるのは、①である。何故なら、昭帝の即位の翌、前八六年には、昭帝即位に不満をもつ燕王劉旦が起こした第一次クーデター未遂事件があり、また前八年には、巫蠱の獄で自殺した筈の戾太子劉恵と名乗る男が未央宮に現れ大いに人心を惑わす、という事件があつた。更に前八〇年には、霍光とかねてから対立関係にあった桑弘羊・上官桀等が、燕王劉旦と結んだ第二次クーデター未遂事件が発生しており、この前七七頃の時点ではまだ政情不安が続いていた<sup>(40)</sup>。このような時期に発生した、洛陽「武庫」令逃亡事件は、霍光にとり、政権存亡の危機として甚だしい衝撃を与えたことは想像に難くない。

②は、霍光が受けた衝撃が、どのような内容のものであるのかを示している。つまり、洛陽「武庫」は国家的な要衝の一つであり、ここに異変が生じた場合、国家にもたらす影響はばかり知れないものがある、という認識である。こうした洛陽「武庫」が国家の大軍事的要衝であることは、先に見た(a) (a') (b) の記事と符合するものである<sup>(41)</sup>。

最後に③では、①、②にあるように国家の鎮護に多大なウエイトを占める函谷關都尉、洛陽「武庫」令には、丞相車千

秋の子弟が配置されていた、という人材論に移る。そして霍光は、こうした不穏な時期であればこそ、自分が様々な面に配慮して設けた人的配置を破壊した魏相の責任は看過し得ない、と結論しているのである。この③からは、洛陽「武庫」令が、貴戚の人間が任用されるという、ランクの高い官職であつたことが知られる。

このように霍光の叱責内容を分析していくと、洛陽「武庫」令逃亡事件は、郡守の部下に対する監督不届き、単なる行政上の不祥事という意味合いに止まるものではなく、中央の霍光政権にとり甚大な危機ともいえる問題を孕んでいたのである。

以上、洛陽「武庫」に関する一連の記事を整理すると、総じて洛陽一帯に向けられた国家中央の関心の度合いは極めて高く、洛陽「武庫」は、中央に直属する「敖倉」と並び称され、漢初より封建の対象外とされていた。また洛陽「武庫」令には、いわゆる貴戚の人間が任官されていた。これらの点に留意するならば、洛陽「武庫」は、官制上、河南郡守にのみ所属する機構とは考えがたい。加えて『史記』『漢書』では、長安と洛陽に設置された「庫」が同じく「武庫」と呼ばれていることも想起すると、洛陽「武庫」とは、河南郡守の

管理下にありながらも、国家中央と直結するという「重のライン」をもっていたと見るのが妥当ではないだろうか。ただ国家中央においてどのような官府がこれに連結したのかは明らかではなく、中尉（執金吾）をあてる陳直氏らの説には、その確証はないといわざるをえない。

洛陽「武庫」は以上の如くであるが、次にこれ以外の郡や国の「庫」について見ていくことにしよう。先ず郡の「庫」について、その所在、および「庫令」の地位について確認しておきたい。西北辺郡の事例ではあるが、居延漢簡によれば、例えば「郡庫<sup>(4)</sup>」「都尉庫<sup>(4)</sup>」という語や、あるいは「庫令」「庫丞」が郡守・郡丞、都尉・都尉丞を兼行する事例（表2、No.10～14参照）が確認出来る。従って西北辺郡では、郡府、都尉府各々に「庫」が設置されていたことが分かる。尚、「庫」の場合、「倉」において見られたような、「府」を越えた兼行事例は確認出来なかった。さてこうした「郡庫」「都尉庫」の所在地は、郡治、都尉治の県と考えられ、原則として、郡治の「庫」＝「郡庫」、都尉治の「庫」＝「都尉庫」と捉えることが出来る。<sup>(4)</sup>

この西北辺郡における「郡庫」「都尉庫」は、例えば敦煌漢簡に「戍卒、河東郡汾陰宜都里杜充。故〔＝姑〕藏より假

る所の赤盾一：下略…」（1730）とあり、「郡庫」たる「姑藏庫」が戍卒に武具を貸与支給しているように、武器の収蔵管理の他、戍卒への武器支給などを主要業務としていた。その管理の具体的状況は、候官の事例ではあるが、

候の二月より六月に盡くるまでの折傷兵簿を校するに、六石の弩廿四を出し庫に付す。庫にては嗇夫久、廿三を受く。而るに一弓を空出しするは解何ぞ（一七九・六）とある簡がある。これは候官が配下の候に対し武器の空出しについて詰問したものである。こうした候の武器管理は、候官が「庫嗇夫」を通じて管掌していたと考えられるが、候官を含め候や隧に配属されている戍卒への武器給付は上に見たように「郡庫」「都尉庫」において行なわれており、それはまた、

□主□隧、府書の如くせよ。獲胡燒塞の失う所の吏卒兵器□、姑藏庫に移せ。（五六一・一一）

とあるように、武威郡の「郡庫」である「姑藏庫」に対しても前線基地において損失した武器の状況報告が為されていたことがより窺える。こうした「郡庫」における武器の維持管理は、「武威庫令安世、別に卒の兵を姑藏に繕治し…下略…」（EPT 58.45A）とあるように、「庫令」の管掌のもとに行なわれて

いた。つまり「郡庫」「都尉庫」の管理責任者である「庫令」が、候官以下の「庫」の備蓄武器を掌握するという管理体制が想定されるのである。

こうした業務を遂行する「庫令」、またその副官たる「庫丞」の秩次に関しては、その兼行事例から判断すると、それぞれ六百石、三百石と推定される（表2参照）。従つて「庫令」の秩次は、郡守・都尉に次ぐものであり、「府」内における彼らの地位は相當に高かったということになる。

以上は西北辺郡における事例であるが、それ以外の内郡一般の「郡庫」における武器管理はどのような形態で為されていたのであらうか。実は内郡一般には、上述の特別な「庫」である河南郡の洛陽「武庫」を除き「庫令」の存在を示す史料は見当らず、また冒頭で挙げた事例を除き、内郡一般の郡名をもつ「庫令」の印章は現在のところ見当らない。當時、郡には後出のように地方駐在軍である郡兵が置かれていたことを踏まえると「郡庫」の存在は当然確実視される。してみると、郡府、もしくは都尉府における「郡庫」を主管した部局は、軍事関係の部局であることが予想される。郡府、都尉府においてそうした管理業務を遂行したのは、諸曹のうち、「兵曹」が「庫」の管理を行なっていたと見るのが妥当では

なかろうか。つまり内郡一般では郡守・都尉の属僚組織が「庫」の運営にあたっていたと思われるるのである。

そうした、辺郡とは異なる内郡一般では「庫」に收藏された武器は、どのように運用されていたのであらうか。ここで史料的制約から戦時体制下の「庫」の運営について検討したい。それには、当時における郡守の軍事行動の形式との関連のなかで考えていく必要がある。順次、関係記事を見ていく。

次の記事は、辺郡の事例ではあるが、武帝期初頭、東南方の藩邦である東甌へ、即位間もない「年、未だ二十ならず」の武帝が、太尉田蚡の反対論を排して、会稽郡より軍團を派遣させたときのものである。その際、

(d) 上、曰く「太尉、ともに計るに足らず。吾新たに即位し、虎符を出し兵を郡国より発するを欲せず」と。乃ち「敵」助を遣わし、節を以て、兵を会稽より發せしめんとす。（『漢書』嚴助伝／武帝・前一三八）とあり、ここでは皇帝の発兵命令が、虎符によらず節を使用することによって為されている。皇帝による郡兵の出動は、本来虎符によって為されるのが通例であるが、以下に見るようすに節によつてもしばしば出動指示が為されている。<sup>(45)</sup>

次の二つは、内郡において武帝期末と成帝期後半にそれぞれ勃発した反乱に関する記事である。最初のものは「南陽」「楚」「齊」「燕趙の間」といった地域におけるものである。

(e) 大群は数千人に至り、擅ままに自ら号し、城邑を攻め、庫兵を取り、死罪を釈つ。郡守・都尉を縛辱し、二千石を殺し、檄を為し県に告げ、趣して食を具えしむ。……是において、上、始めて御史中丞・丞相長史をして使して之を督せしむるも、猶お禁ずること能わず。乃ち光禄大夫范昆、諸もろの部都尉、及び故九卿張德等をして繡衣を衣、節・虎符を持たしめ、兵を発して興を以て撃つ。(『漢書』酷吏・咸宣

伝／武帝・前九九)

(f) 十二月、山陽鉄官徒蘇令等二百二十八人、攻めて長吏を殺し、庫兵を盗み、自ら將軍と称し、郡国を経歴すること十九、東郡太守・汝南都尉を殺す。丞相長史・御史中丞を遣わし、節を持ち、督して逐捕を趣しむ。(『漢書』成帝紀／成帝・前一四)

これらの記事では、どちらも反乱集団が「庫兵」すなわち「庫」収蔵武器を奪取して郡守・都尉に攻撃を加えている。それからするとこれらの「庫」は、郡国の「庫」と見てよい

だろう。これに對して皇帝が虎符や節を持す使者を派遣して、「督」すなわち郡兵を監督して鎮圧に向かつたことが述べられている。

ここで問題とされるべきは、反乱の鎮圧が、持節使者等の投入によって進められている点である。(e) (f) の記事からはともに、丞相長史や御史中丞等が使者として派遣され、鎮圧の指揮をとっていたことが窺え、郡守の独自判断による発兵が認められたということは、この時点では確認出来ない。では郡守等は反乱に対してもう対応したのであろうか。

こうした問題を考えるうえで参考となるのは、次の成帝中期と王莽末期の記事である。

(g) 成帝の河平中に至り、夜郎王興、鉤町王禹、漏臥侯俞とともに、更ごとに兵を挙げ相い攻む。牂柯太守、兵を発して興等を誅さんことを請う。議者、以て道遠ければ擊つべからざると為す。乃ち太中大夫蜀郡張匡を遣わし、節を持ち、和解せしむ。(『漢書』西南夷・西南夷傳／成帝・前一八〇前一五頃)

ここでは、西南方の諸蛮が鬭争状態に入り、隣接する牂柯郡守が、これに軍事介入して事態を開闢させたいとする打診を、中央に対し行なつてゐる。注意すべきは、郡守が中央

に対して、発兵許可を求めていいる点である。

(h) ……翼平連率（＝郡守）田況、素より果敢にして、民の年十八以上四万余人を発して授くるに庫兵を以てし、ともに石を刻みて約を為す。赤糜（＝赤眉）

之を聞き、敢えて界に入らず。況、自ら効奏す。

〔王〕莽、況を譲むるに「未だ虎符を賜わらざりて擅まことに兵を発するは、此れ弄兵なり。厥れ辜、乏

興なるも、以えらく、況の自ら詭むるに必ず賊を禽滅せんとするを。故に且らく治す勿かれ」と。後、

況自ら請いて、界を出、賊を撃ち、嚮かう所皆な破

る。（『漢書』王莽伝ト／王莽・二一）

ここでは、反乱集団赤眉の翼平郡（王莽期、北海郡より分立）への攻撃が予想されるなか、郡守の判断によつて「郡庫」

の収蔵武器の動員を含む軍団編成が行なわれ、そのため赤眉の侵入が回避されたことが記されている。ところが、こうした行動は、「自ら効奏す」とあるように、郡守自身にも違法と認識され、かつ王莽からも激しく譴責されているのである。王莽の言葉では、こうした行為は「弄兵」であり、「乏興」の罪に該当するとされている。

「弄兵」とは、むやみに兵を動かすという意味であり、ま

た「乏興」という語については大庭脩氏の検討があり<sup>46)</sup>、それによれば「乏興」とは「乏軍興」とも表記され、これは「軍興を乏く」と読まれるべきものである。「軍興」とは、国家における戦時臨戦体制を指し、軍事目的のために、あらゆる行動が規制される法的状態を意味する。それ故「乏軍興」は、こうした体制を動搖させるような行為をとった場合に広く適用される罪名であり、行為者は腰斬など厳罰に処されたという。王莽の言葉によると、郡守の「弄兵」は「乏軍興」罪が適用される、という法原則の存在が確認出来る。上の記事で「弄兵」に相当する部分を挙げるならば、明らかに「庫兵」を搬出し微発した男子に給付して軍団を編成した条がこれにあたる。

このように、当時郡守が発兵を望む際には、その旨を中央に打診し発兵許可を得なくてはならず、自郡が攻撃される危機が迫った場合でも、郡守の自主裁量による、郡の「庫」収蔵武器の動員を含む地方軍の出動は、違法行為とされ处罚の対象となっていた。その枠組みから、もう一度（e）（f）の記事に立ちかえるならば、郡への虎符、節を持す使者たちの派遣とは、国家中央が事態收拾のために、郡守等に地方軍出動を認可する意味が付帯していたことが読み取れる。辺郡

においても、(g) の記事にあるように郡守の軍事行動に当然連動する「庫」収蔵武器の運用は、中央つまり皇帝の認可を必要としていた。すなわち内郡、辺郡を問わず郡守は虎符・節の到来によって初めて軍事行動がとり得る法制下に在ったのである。

虎符・節の存在が「庫」の収蔵兵器運用に大きく関わっている事實を踏まえるならば、「庫」は中央との関係が極めて密接な機構であり、同時にまた郡府内において郡守の恣意的な運営が認められないといった、特色が看取出来る。河南郡の洛陽「武庫」と、一般の郡の「庫」とは、本質的には同じ制度的条件のもとに置かれていたといえるだろう。

以上、郡の「庫」について見てきたが、国の場合はどうであろうか。前漢における王国は、漢初においては、極めて広大な領域をもって設立されたが、景帝期の吳楚七国の乱を契機に領域の細分化と、中央直轄化が急速に推進された。しながら王国の機構・制度そのものは、部分的な改変を被りながらも、基本的には漢中央と同質の構造が維持され、その意味で王国は漢王朝のミニチュアとしての性格をもっていた。それ故王国の「庫」に関してもまた、例えば出土文字資料として、前漢後半期のものと推定される「楚武庫印」とある印

章があり<sup>(48)</sup>、また現在上海博物館に収蔵される「斉武庫丞」の封泥があることから、首都長安に設置された「武庫」と同内容の機構が存在していたことが分かる。

中央において、「武庫」を統轄する武庫令は秩六百石と規定され<sup>(49)</sup>、王国の武庫令もまた秩六百石と推定される。武帝期以後においては、王国の秩比六百石以上の官僚は全て中央派遣となっていたのであるから、王の支配が及ばない形で運営されていたと考えられる。それは、昭帝期初年において、燕王劉旦がクーデターを画策した際に、

「寡人、先帝『=武帝』の休德に頼り、北藩を奉ずるを獲親しく明詔を受け、吏事に職り、庫兵を領し、武備を飾

う……」（『漢書』武五王・燕刺王旦傳／昭帝・前八六）

と、武帝から特別に認可を受けていた、という大義名分をたてたことからも窺えよう。このように、前漢中期以降の王国の「庫」は、中央による直轄的な支配を受けていたのである。

以上、郡国の「庫」について見てきたが、郡国の「庫」には、河南郡や辺郡、王国といった、「庫令」が設置された「庫」と、内郡一般の「庫令」が置かれず郡守に直属すると考えられる「庫」との、大きく二つの形態の「庫」の存在が確認された。このうち河南郡の洛陽「武庫」および辺郡の

「庫」は、それぞれ漢の副都心、対匈奴防衛線といった、漢

の拠点地域に設置されたものと考えられ、そうした地域であればこそ「庫令」を官長とする「官府」の体裁をとる「庫」が設置されたといえる。王国の「庫」は、このような意味で「庫令」が設置されたとはいえず、あくまで漢中央の制度機構がそのまま導入されたうえでの「庫令」設置といえるが、その場合でも「庫令」は漢中央からの派遣官として存在し、中央による統制が強く及んでいた。そして、内郡一般の「庫」は、「庫令」の存在が確認出来ず、郡守に直属する組織形態をとっていたと思われるが、これは内郡一般の「庫」が郡守によって恣意的に運営されていたことを示すものではなく、郡守の軍事行動の形式から見ると、皇帝の直接的認可のもとで、はじめて「庫」収藏の武器を大量運用出来るという制約のもとに置かれていた。

### 三 郡国の「府庫」について

郡や国における財庫である「府庫」について、その実態を示す史料は必ずしも多くはない。しかし各々の郡国に「府庫」が設置されていたことは明らかである。例えば元帝の初年時

における振恤の記事に、

(a) 「初元二年」六月、齊地、人相い食らう。秋七月、詔して曰く「歲ごとに比りに災害ありて、民に菜色有り。心より慘怛す。已に吏に詔して倉廩を虚しうし、府庫を開き振救せしめ、寒うる者に衣を賜えり…」と。(『漢書』元帝紀／元帝・前四七)

(b) 「初元元年」九月、関東の郡国十一、水す。饑え、或いは人相い食らう。傍郡の錢穀を転じ以て相い救わしむ(『漢書』元帝紀／元帝・前四八)

とあるように、郡には「錢」「穀」のうち、「穀」を収藏する「倉廩」とともに、「錢」を備蓄管理する「府庫」が存在していたことが分かる。また王国の場合でも、

(c) 「梁王・劉武」多く兵・弩・弓を作ること数十万、しかして府庫の金錢、且に百鉅万になんなんとし、珠玉・宝器は京師よりも多し。(『漢書』文三王・梁孝王武伝／景帝・前一五三)

このように、どの郡国にも「府庫」が設置されていたことは疑いない。では、「府庫」と郡守等との関係についてはどうであろうか。これについては、以下の記事が参考となる。う。(d) 「黃霸」左馮翊の二百石卒史に補せらる。馮翊、霸

の財を入れ官と為るを以て、右職に署さず、郡の錢穀の計を領せしむ。『漢書』循吏・黃霸伝／武帝末頃)

(e) 「王尊」又、教を出し掾・功曹を敕しむに「……

今、太守、事を視るに已に一月なり。五官掾張輔、

虎狼の心を懷き、貪汙不軌にして、一郡の錢、尽く

輔の家に入る。……今、輔を將て獄に送る……」と。：

輔、獄に繋がること数日にして死し、尽く其の狡猾不道、百万の姦臧を得。『漢書』趙尹韓張兩王・

王尊伝／元帝・前四四)

といった記事がある。(d) は先にも触れた記事であるが、

これからすると、郡の「府庫」は「二百石卒史」に、また

(e) からすると「五官掾」によって管掌されていたよう

あり、どちらも郡守の属僚であることが共通している。また、

居延漢簡にも、「金曹、庫の賦錢万四千三百匁<sup>52</sup>を調す」(一三

九・二八) とあるように、都尉府の金曹が「府庫」＝「庫」

に対する財務運営を行なつてゐる記録があり、以上からして、

「府庫」の管理は、金曹に代表される郡府(都尉府)の属吏

組織が主体となつて為されていいたと見るべきであろう。

このように「府庫」の場合、「倉」や「庫」と異なり、そ

の主管官僚として「令」や「長」といった、いわゆる官長が存在する事例が文献からも、また官印からも見出すことが出来ない。つまり、郡国に普遍的に設置されていた「府庫」は、郡守に直属する形でもつて運営されていた、ということが想定されるのである。

では、こうした事柄は、「府庫」が郡守の専断をもつて機能する機構であることを意味するのであるうか。

「府庫」に備蓄される財貨は、算賦や市租など、貨幣で納められる賦税収入によってもたらされたもの<sup>53</sup>であり、大部分は郡国に存留され、その一部が、中央の財政に組み込まれる

他、『塩鐵論』輕重篇に「倉廩の委を転じ、府庫の財を飛ばして、以て辺民に給す」とある如く、中央の指令に基づき、郡国相互の補給物資に充当された。<sup>54</sup> その端的な事例としては、先引の(a)(b)を見る、皇帝による振恤指示である。そうした形で運用される「府庫」の備蓄財貨は、中央による掌握がかなり強力に行なわれる物資としての性格が色濃く、組織上、郡守に直属する形態をとるとはいへ、「府庫」に対する郡守の裁量には、大幅な制限が加えられていた。かかる郡守の、「府庫」に対する立場を、より明瞭に示す事例として、

次の記事がある。

(f) [韓] 延寿、東郡に在りし時、放ままに官の錢千余万を散す。……延寿、又、官の銅物を取り、月蝕を候ち、刀劍鈎鐸を鋏作し、放まことに尚方の事を效ぶ。及び官の錢帛を取りては、私かに假いて使吏を偽し、及び車甲を治飾しては、三百万以上。……是において、「御史大夫・蕭」望之、延寿を上僭不道と劾奏す。……事、公卿に下る。皆な、狡猾不道とす。天子、之を悪む。延寿、竟に棄市に坐す（『漢書』趙

尹韓張兩王・韓延寿伝／宣帝・前五七頃）

この記事では、東郡郡守時代の韓延寿が、官有の「錢」「帛」「銅物」を大量に使い込み、それが御史大夫・蕭望之による彈劾の直接の引きがねとなつた旨が述べられている。この結果、韓延寿は、先引（e）に見た五官掾・張輔と同様に、「不當な方法で多額の金錢を收受し、もしくは官費を浪費し、又は着服する行為」である「狡猾不道」罪<sup>55)</sup>が適用されることとなつたのであるが、ここで留意しておきたいのは、蕭望之の彈劾では、「上僭不道」罪が該当するものとしての主張が為されている点である。この「上僭不道」罪については、皇帝の使用器物、乃至は臣下への下賜品を製造する「尚方」に倣つた、とする文脈から推測すると、臣下の身でありながら、本

来皇帝のみが為しうる行為に及ぶ罪であり、より簡略にいうならば、「皇帝に対する越権行為」という内容が当てはまるだろう。つまり、この韓延寿の「府庫」に対する恣意的な運用は、「皇帝に対する越権行為」が一面として内包される行為であった。したがって「天子、之を悪む」とある、宣帝の強い忌避感情を惹起させた要因には、単に「狡猾不道」罪のみではなく、「上僭不道」罪に示される部分も大きかったと想像されるのである。

以上から、「府庫」に関しては、およよそ次のことがいえるのではなかろうか。すなわち、「府庫」は「日常」的には、郡守一属僚の命令系統で運営されていたが、振恤など、緊急時に際しては、皇帝が直接命令を発して、その備蓄財貨を大規模に運用するという体制下に置かれていた。わけても皇帝は、郡守の「府庫」備蓄財貨の大量運用にはきわめて敏感な反応を示し、それは究極的には「府庫」備蓄財貨が、皇帝に直接的に掌握されていたことを示すものである。それはまた、「府庫」も郡守に対し、強い制限のもとに運営される特色をもつていたことを物語るものであろう。

尚、王国の「府庫」に関しては、どのような官僚が主管したのかはつきりしないが、百官表上・諸侯王の条に「成帝の

綏和元年、……更めて相をして民を治めしめ、郡太守の如くせしめ」たとあるから、郡守と同質化した相のもと、「内郡一般」型の運営が為されていたと思われる。

むすびにかえて

以上、前漢時代における郡国に設置された「倉」「庫」「府庫」の制度を検討してきたが、それは以下の二つに類型化することが出来る。一つは、三河一帯や刃郡の「倉」「庫」に共通する型であり、もう一つは、内郡一般の「倉」「庫」および全国の「府庫」に共通する型である。ここでは前者を「拠点地域」型と、後者を「内郡一般」型と呼ぶことにしよう。

「拠点地域」型の「倉」「庫」は、「官長」を抱く「官府」として設置され、国家中央と強く結びついた中央直轄的な運営が行なわれていた。これに対し「内郡一般」型の「倉」「庫」「府庫」は、官制上は郡守に直属していたが、その備蓄物資の大量運用に関しては、皇帝の認可を必要としており、郡守から完全には支配されない形で運営されていた。これらに見られるような、中央政府による物的基盤の強力な掌握が、前漢の皇帝支配の貫徹を支える一要素であったのである。

そして、「拠点地域」型の「倉」「庫」の制度から、当時の郡国行政の在りようを捉えるならば、それは、中央が地方政府内の重要な機構に密接な関係をもちつつ、それらを相い寄り合わせる形で郡府など一つの官庁を形成させるという、まさしく「官長」政治の性格を帶びていたということになる。<sup>56</sup>但しそれは春秋以前の「都市國家」時代の遺制としての意味ではなく、前漢においてはその拠点地域の郡に、郡守に対する独立性の強い「官長」を設置し、中央の統制を強く及ぼすという中央集権体制のあらわれであった。このような、相互に独立性の強い官僚による「寄り合い世帯」は、互いに牽制し合う空氣を醸成するのではないか。 「庫令」も「倉長」も各々副官と属僚をもち、郡守、都尉とは規模は違えども、本質を同じくする「官長」である。「官長」など勅任官の任免、また生殺与奪の行使は皇帝権に属する事柄であり、洛陽武庫令の事例で見られたように「官長」間相互では行ない得ず、職務怠慢や放埒行為の甚だしい者に対しては、上官から譴責や効奏などの攻撃が行なわれるのみである。

この時代は地方に限ってみても、郡府県廷をはじめ塩・鉄官、均輸官など膨大な数の「官府」がそれぞれに「官長」を有して運営されており、そうした諸「官府」に皇帝が、直接

的個別的に関係をとりもつていた。それがこの時代における皇帝専制支配、或いは中央集権体制の独自な在り方を表現しているのである。それは、中央が地方に対し郡県のラインとは別個に「拠点」を確保し、それによって中央権力の浸透をはかるといった、巧みな方法といいうる。

これに対する「内郡一般」型の「倉」「庫」は「官長」が設置されず、皇帝の直接的認可のもとに、その備蓄物資の大運用が行なわれるという体制にあった。このような体制下では、中央は、国内に蓄積された穀物や武器、財貨を「間接的」にしか掌握することが出来ず、その意味で「官長」設置による皇帝の物資に対する「直接的」支配とは、大きく異なるものといえよう。皇帝は、「節」「詔勅」等に大きく依存することによって備蓄物資の掌握につとめていたのである。

かかる特質は、皇帝の地方支配という観点からすれば、内郡一般が漢中央にとり安定した領域「内地」として認識されていていたことを示すものではなかろうか。すなわち西北辺郡や三河一帯等、外敵に対する緊張度の高い地域や、或いはまた国家支配の枢軸となる地域においては、特に「官長」を多く置き、中央の統制を強力に及ぼすことでの維持をはからざるをえない。しかし、中央に対する分離が危惧されないと判

断された地域には、そのようなシステムをとる必要がなく、郡守等、地方政府の最高責任者のみによって、安定した支配を浸透させることが可能であり、それ故に属吏を主体とする「倉」「庫」の運営が為されたのではないだろうか。<sup>(5)</sup>

こうした「内郡一般」型の「倉」「庫」、それに内外の郡の区別なく属吏が主管する「府庫」の運営方式は、「倉」の場合、先に触れたように「敖倉」が河南尹に改属され、一方「庫」の場合においても、洛陽の武庫令を除き「庫令」の存在が史乘から見えなくなることから、後漢時代になると一般化していくと考えられる。つまり前漢時代の「倉」「庫」に見られた「拠点地域」型と「内郡一般」型の並列状況は、後漢時代になると、後者のパターンに収斂されていくと推測されるのである。かかる動きは、国家領域全体が「内地」へと転化していく過程と捉えることが出来、同時に、地方政府の在り方にも変動を与えるものと想像される。それは前漢において「官長」設置によって為されていた、郡守に対する掣肘が除去されることにより、郡守の地方行政における裁断能力が強まり、相対的に地方長官の中央に対する独立性が高まるに逢着するものといえよう。そのことはまた、全国が「内地」化する一方で、後漢末に顕在化する、郡守および刺

史を中心とする地方の分裂状況の遠因を、その内部に孕むものと見ることが出来まいか。そうした点についての、より詳細な検討は今後の課題としておきたい。

### 註

(1) 『漢書』嚴安伝には、武帝期初頭において為された嚴安の上奏として「今、郡守の權、特に六卿の重にあらざるなり。地、千里に幾く、特に閭巷の資にあらざるなり。甲兵器械、特に棘矜の用にあらざるなり。以て万世の変に遭わば、則ち諱くるに勝うべからざるなり」とあり、国家中央が郡守に対して、その權力抑制を行なう必要を強く説いている。

(2) 『塙鉄論』除狹篇には、「今、守・相、或いは古えの諸侯の賢無く、しかして千里の政に莅み、一郡の衆を主り、聖主の徳を施し、生殺の法を擅ままにすれば、至重なり。仁人があらざれば任す能わず、其の人があらざれば行なう能わず。……千里之とともに転化すれば、熟詫せざるべからざるなり」とあり、郡守や国相の任用は細心の注意をもつて為されるべきことが説かれている。

(3) 刺史設置に関する最も総括的な研究として紙屋正和「漢代刺史の設置について」(『東洋史研究』三三一二一九七四)があり、ここでは刺史設置が前漢武帝期における中央集権化政策の一環であり、特に武帝中期における对外膨張政策を支える租税収入の増加が円滑に果たされたために、刺史設置により郡守に対して強力な統御が行なわれたことを指摘する。

(4) 戰国時代の諸文献、例えば『墨子』七患には「倉に備粟無くんば、以て凶饑を待つべからず。庫に備兵無くんば、義有りと雖も義無きを征する能はず。城郭備全ならざれば、以て自守するべからず」とあり、また『戰国策』趙策一には、趙襄子が政敵・智伯の攻撃を受け、一時晋陽へ退去した際「吾が城郭完にして、府庫足り、倉廩滿つるも、矢無くんば如何にせん」とあり、更に『孟子』梁惠王章句下には「君の倉廩充ち、府庫充つ」とあり、總じて戦国時代においては、糧食・武器・財貨を蓄積する「倉」「庫」「府庫」を強力に掌握することが、國家の防衛や君主權の確立において極めて重要視されていたことが分かる。また秦漢時代については、例えば『史記』酈生列伝には秦末の記事として、「沛公、陳留の南の城門の上に舍り、其の庫兵に因り、積粟を食み、留まり出入すること三月、從兵、万を以て数え、遂に入りて秦を破る」とあり、沛公時代の劉邦が、秦軍撃破のため要衝・陳留县城に蓄積された「積粟」「庫兵」の確保に努めたことが記され、また同・平準書には「今上」「武帝」の即位に至る数歳、漢興りて七十余年の間、国家に事無く、水旱の災に遇うことあらざりて、民は則ち人ごとに給し家ごとに足り、都鄙の廩庾、皆な満ち、しかして府庫に貨財を余す」とあり、王朝の繁榮をはかる指標として、「倉」や「府庫」の蓄積状況が注目されていた。

(5) 主要な研究として、「倉」に関しては、周筠溪「西漢財政制度一斑」(『食貨』三一八、一九三六)、祥振西・杜葆仁「論秦漢時期的倉」(『考古與文物』一九八二一六)、藤田勝久「前漢時代の漕運機構」(『史學雜誌』九二一一二、一九八三)があり、「庫」に関しては、庄春波「秦漢武庫制度」(『史學月刊』一九

九一—六)、「府庫」に関しては、佐原康夫「漢代郡県の財政機構について」(『東方学報』京都)六一一九九〇等がある。

(6) 周前掲論文(九頁)、藤田前掲論文(三頁)、渡辺信一郎「漢代の財政運営と国家的物流」(『学術報告』京都府大)人文四一)五八頁。

(7) 周前掲論文二二頁。

(8) 周前掲論文一九頁。

(9) 岐耕望「中国地方行政制度史甲部 秦漢地方行政制度」(中央歴史語言研究所專刊之四十五A二〇〇四頁)紙屋正和「武帝の財政增收政策と郡・国・県」(『東洋史研究』四八一二一九八九)二四三一四四頁。

(10) 陳直「漢書新証」(天津人民出版社一九七九年度版)一一一

(11) 安・熊「秦漢官制史稿」上(齐鲁書社一九八四)二三二頁。

(12) 安・熊前掲書七四一七五頁。

(13) 庄前掲論文七頁。

(14) 佐原前掲論文三頁。

(15) 「漢書」高帝紀に「蕭何、未央宮を治めるに、東闕・北闕・前殿・武庫・太倉を立つ」とある。また後出の百官表上の大司農の条、および次註参照。

(16) 『史記』平準書に「[桑]弘羊、……民をして能く粟を甘泉に入れさしむるに、各おの差有りて、以後、終身告縕せず。……山東の漕益し、歳ごとに六百石。一歳の中、太倉・甘泉倉満つ」とあり、「甘泉倉」は中央の「倉」として「太倉」と並称され、また機能していた。

(17) 陝西省考古研究所「西漢京師倉」(文物出版社一九九〇)一五一頁。

(18) 例えば「教倉」について、『漢書』惠帝紀に「長安の西市を起て、教倉を修む」とあり、「教倉」の修築を、中央が直接行なっていることから、「教倉」は中央直轄的な運営が為されたいたものと考えられる。

(19) 山田勝芳「前漢武帝代の財政機構改革」(『東洋史論集』東北大)一一九八四五頁。

(20) 藤田勝久「前漢時代の漕運機構」二六頁。

(21) 例えば「居延倉長」の語は、一二六・四三、二〇四・五等に見られる。

(22) 例えは、酒泉郡の郡治、禄福には「禄福倉丞」(一五・一八)が確認出来、張掖郡同様、郡治に「倉官」を配置する「倉」があつたことが分かる。

(23) 孫慰祖編「兩漢官印匯考」(上海書畫出版社・大業公司一九九三)一九七頁。尚、この印は王莽期のものである。

(24) 同右、一九八頁。

(25) 大庭脩「漢簡に見える不道犯の事例」(『秦漢法制史の研究』創文社一九八二所収)一五八頁の指摘により、原文「得至吉」に「解」字を加える。

(26) 大庭脩「居延出土の詔書冊」(大庭前掲書所収)では、この簡が元康五年一月に発布された詔書の伝達文書の一部であることがつきとめられている。

(27) 岐耕望前掲書一〇八一三八頁。一七二一七五頁。

(28) 鎌田重雄「郡都尉」(『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会

一九六二所収) 三〇七~三一頁。

(29) 表2参照

(30) 『漢書』酷吏・郅都伝に「是において景帝、[郅]都を挙げて濟南守と為す。……旁らの十余郡守、都を畏ること大府の如し(師古曰く、猶お之に統属するが如きを言うなり)」とある。

ここで郡守は「大府」に統属することが示されるが、この「大府」については、同・張湯伝に「[張]湯、内史に給事し、寧成の掾と為る。湯を以て無害と為し、大府に言い(師古曰く、大府丞相府なり……)茂陵の尉に調さる」とあるように、丞相府のことを指す。また郡守に対する考課は、上計によって為されるが、これは丞相・御史大夫が担当し(鎌田重雄「郡国之上計」鎌田前掲書所収 三八六頁)、これらからすると郡守(国相)は「官制上、丞相・御史大夫の統属下にあつたものと考えられる。

(31) 大庭脩「漢王朝の支配機構」(大庭前掲書所収) 二八頁。

(32) 嚴耕望前掲書三八九頁、大庭脩「漢の官吏の兼任」(大庭前掲書所収) 五三八~五四一頁、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下(齐鲁書社 一九八五)三六九~三七〇頁。ただし安・熊氏は「廷尉(中一千石)」が「丞相長史(千石)」を兼任するなど、兼任には上秩の官が下秩の官を代行する場合があるとしている。だが、氏らが提示した『漢書』黄霸伝の史料は、その引用にミスがあり、正しくは「廷尉正(千石)」が「丞相長史」の兼任した事例である。それ故、兼任のケースは同秩の官同士、あるいは下秩の官から上秩の官へ行なわれるものに限定される。

(33) 永田英正「再び漢代邊郡の候官について」(『居延漢簡の研究』

同朋舎 一九八九) 五〇五頁。

(34) 張掖郡居延県は都尉治であり、また建武三年六月付けの文書には「守張掖居延都尉曠、丞崇、司馬・千人の官に告げ、官県に謂う……」(EPF22.71A) とある。欠字部分は明らかに「居延都尉」が入る。

(35) 『史記』西南夷列伝、および『漢書』西南夷伝では「郎中將」となっているが、『史記会注考証』の劉放、周壽昌は、「中郎將」を正とする。久村因「郎中將と中郎將——漢代郎官の一側面について」(『山本博士還暦記念 東洋史論叢』山川出版社 一九七二)では、「中郎將」が正の可能性があるとする見解を示されているが、ここでは会注考証に従つた。

(36) 大庭脩「後漢の將軍と將軍假節」(大庭前掲書所収) 四三五~四三六頁。

(37) 『漢書』百官表上・中尉の条に「屬官に中壘・寺吾・武庫・都船の四令丞有り」とある。

(38) 『漢書』地理志上、河南郡の条には「敖倉、滎陽に在り」とあり、また『漢書』荊燕吳・吳王濞伝には、周亞父が洛陽に到着した際、大侠客劇孟が吳側に与していないことを知り、「……以為えらく、諸侯、已に劇孟を得しかど。孟、今、動くこと無し。吾、滎陽に拠る。滎陽以東、憂うるに足る者無し」と述べ、な意味をもつていたことが示されている。

(39) 漢代を通じて、河南郡が王国となつたことはない。尚、前漢における郡国の置廃については、周振鶴『西漢政区地理』(人民出版社 一九八七)所収の「西漢郡国沿革表」参照。

(40) 西嶋定生「武帝の死——『塩鉄論』の政治的背景」(『中国古代國家と東アジア世界』東京大学出版会 一九八三所収) 一九七二二二頁。

(41) 尚、この部分で洛陽「武庫」令と併記されている、函谷関都尉については、官制上詳しいことは殆ど分かっていない。ただ

前漢時代における函谷関都尉には『漢書』武帝紀 天漢二年(前九九)の条の、「冬十一月、關都尉に詔して曰く『今、豪傑多く遠交し、東方に依りて群盜す。其れ謹んで出入する者を察せ』」とあるように、文脈からみて函谷關の關都尉に対し詔勅が下されている。また居延漢簡には、「元康五年」二月丁卯、

丞相「魏」相、車騎將軍・將軍・中二千石・二千石・郡太守・諸侯相に下す。書を受けなば事に従い、当に用いるべき者に下すこと、詔書の如くせよ」(一〇・三〇/宣帝・前六二)とあり、詔勅の伝達は地方において郡守・国相を対象に下される。ところが、居延漢簡にはまた「二千石・關都尉・郡大」

(五六・七)といつた断簡があるが、これは「二千石」という文言の存在からして、詔勅伝達の文書と判断され、以上から函谷關都尉を含む關都尉には詔勅が直接伝達されたと考えられ、大庭脩氏が指摘するように(漢代の関所とバースポーテー)大庭前掲書所収 六〇三頁)、少なくとも一般の郡に設置された都尉とは違う任務や官制上の位置を異にするものであった可能性が極めて大きい、といいうるものである。洛陽「武庫」が、この函谷關都尉と並称されることとは、洛陽「武庫」の、対中央との関係を考えるうえで示唆に富むものと思われる。また、洛陽「武庫」以外に郡国の「武庫」とあるものに、容庚『漢金文錄』

卷六所収の「上党武庫」戈があるが、この戈については、黃盛璋「試論三晉兵器的國別和年代及其相關問題」(『歷史地理與考古論叢』齊魯書社 一九八二所収)において、奏器の可能性が指摘されているので、ここでは除外した。

(42) 例えば「**両** 受郡庫**両**」(五二三・一)という簡があり、これは「両」とあることから、「郡庫」より発給された車輛の受領確認を示すものと考えられる。

(43) 例えば「**出弓櫛丸七** 付都尉庫」(一八・一九)という簡があり、これは候官から「都尉庫」への武具の送付を示すものと考えられる。

(44) 居延漢簡には「姑藏庫」(例えば五六一・一二など)、「居延庫」(例えば二二一・一六など)、郡治・都尉治の県名を冠する「庫」の存在が確認出来るが、これらを即座にそれぞれ「郡庫」「都尉庫」と捉えるには慎重を要する。ただし「居延庫」については、「居延庫守丞」とある簡(EPT58:45A)の存在から、「庫丞」がいる「都尉庫」と判定することが出来、また「姑藏庫」については、「武威庫令安世、別に卒兵を姑藏に繕治し、敢えて之を言う」(EPT53:63)とある簡があり、郡の「庫令」と郡治の「庫」とはかなり密接な関係があつたことが推察される。してみると、仮りに郡治や都尉治では「県庫」が存在していたとしても、「郡庫」「都尉庫」が併存していたと見て大過ないであろう。

(45) 大庭脩「後漢の將軍と將軍假節」(大庭前掲書所収)では、虎符の使用は成人の皇帝のみに認められるという制約があつたのではないかとの指摘がある。

(46) 大庭脩「前漢の將軍」(大庭前掲書所収)三六九～三七〇頁。

(47) 前漢の王国の機構・制度の改変については、鎌田重雄「王国の官制」「漢朝の王国抑損策」(鎌田前掲書所収)、紙屋正和「前漢諸侯王国の官制」(東洋史論集「九大」三 一九七四) 参照。

(48) 「徐州北洞山西漢墓発掘簡報」(『文物』一九八八一)

(49) 孫慰祖編『兩漢官印匯考』一一七頁。尚、この封泥の初出は、周明泰『統封泥考略』である。

(50) 『漢書』百官表上には、武庫令の秩禄は示されていない。たゞ『統漢書』百官志四・執金吾の条に「武庫令、一人、六百石」とある。

(51) 鎌田重雄「王国の官制」一六〇～一六一頁。

(52) 佐原康夫「居延漢簡月俸考」(『古史春秋』五 一九八八) 五

五頁では、候官への現錢補給経路の復元を試み、候官へ発送される現錢は、内地から都尉府へ先ず集積されそこから金曹の手

を経て発送されていたことを指摘する。

(53) 佐原康夫「漢代郡県の財政機構について」九頁参照。また、佐原氏は、公金の出納を伴う財庫は、あらゆる官衙、宮殿に存在していたことを指摘する。

(54) 渡辺信一郎「漢代の財政運営と国家的物流」八頁、また佐原康夫「居延漢簡月俸考」六二頁参照。

(55) 大庭脩「漢律における『不道』の概念」(大庭前掲書所収) 一四〇頁参照。

(56) 漢代の行政形態に関し、相互に独立した「官長」を中心とする「連合艦隊」的構造をもっていたとする理解については、宮崎市定「漢代制度一斑」(『宮崎市定全集』六 九品官人法 一九九二所収) 参照。

崎市定「漢代制度一斑」(『宮崎市定全集』六 九品官人法 一九九二所収) 参照。

(57) 小稿とは観点が異なるが、前漢時代の地方支配が、戦国秦の本拠地たる閔中を中心とする「本土」と、旧東方六国の領域で郡を主体とする「被征服地」としての関係が、景帝期の三輔制度の成立を通じて解消されていくという指摘がある。大槻敦弘「漢代三輔制度の形成」(池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店 一九九二所収) 一一〇～一一一頁。

(58) 例えば『後漢書』循吏・第五訪伝には、順帝期(一三五年頃)のこととして、西北辺郡の張掖郡守・第五訪が中央の認可を得ないまま、開倉振恤を行なっている事例が見える。

(さとう なおと) 名古屋大学大学院博士後期課程